

WEBサイト制作約款

受託者 株式会社ツウィール（以下、甲という。）と委託者（以下、乙という。）は、乙のWEBサイト（以下、本サイト）を甲が制作すること（以下、制作業務という。）に関して、次の通り約款を定める。

第1条（契約の成立とサービスの範囲）

WEBサイト制作サービスの契約（以下、本契約）は「WEBサイト制作及びWEBサービス申込書」を乙から甲に郵送又はWEBメール又はFAXにて送り、甲が申込を受領する連絡を乙に対し行なった時点で成立するものとする。

2. 本契約において、甲が乙に対して提供する業務・サービス（以下、本契約で提供される業務・サービスを総じて本サービスという。）は、サービス申込む際の「WEBサイト制作及びWEBサービス申込書」に記載の通りとする。

3. 本契約での本サイトの制作業務は、甲が提供する指定のWEBサーバー及びWEBシステムの利用していることを前提とする。

第2条（納期及び納品）

制作業務の納期は着手金入金日より4ヶ月以内とする。但し、本サイトに記載する文章や画像等の提出が遅延するなど、乙の責により甲の作業が不可能となる場合はこの限りではないものとする。

2. また、乙の責に帰すべき事由により製作期間が6ヶ月を超える場合、甲は納品義務を免除され無条件で契約を解除できるものとする。

3. 納品はWEBサイトを取得ドメインにて公開することによって行うこととする。

第3条（報酬の支払）

報酬については「WEBサイト制作及びWEBサービス申込書」に記載の通りとする。

2. 乙が甲に支払う報酬の支払いは、着手金と残金に分けて支払うものとする。

3. 着手金はサービス申込から制作着手までの間に支払う必要があるものとし、残金については納品月の末日までに支払うものとする。

ただし、乙の責に帰すべき事由により納品が着手より6ヶ月経っても行われない場合、乙は納品の有無に限らず残金を甲に支払うものとする。

3. 制作料金の支払に必要な手数料は、乙の負担とする。

第4条（制作作業）

甲は、製作業務の着手金を受け取り後速やかに乙に連絡を取り製作業務を進めるものとするが、乙は甲に対し本サイト内容の修正や不足している内容についての修正通知や情報提供を電話及びWEBメールにて行い甲乙協力してWEBサーバー上にホームページを制作するものとする。

2. また、甲は制作途中の本サイトを仮のURLを用意し仮公開するものとする。仮公開する本サイトのURLは、別途甲から乙に通知する。

3. 乙は、仮公開を受けて本公開までに制作コンテンツ内容に関する問題・不具合・バグ等がないか検査を行わなければならない。

4. 前項の期間内に、乙から甲に対して修正の要求がある場合は、文書にてこれを甲に通知するものとする。甲は、当該文書を受領後速やかに修正の作業を行い、再度仮公開を行う。その後の取扱いは、前項に準ずるものとする。

なお、乙の責に帰すべき事由により本サイトのデザインの修正及び変更する場合には、乙は甲に別途その費用を支払うものとする。

第5条（瑕疵担保責任と契約の完了）

納品完了後、制作業務に関して重大な問題が発見された場合、乙は甲に対して瑕疵の修正を請求することができる。但し、甲が瑕疵修正責任を負うのは、納品完了後1か月以内に乙から請求された場合に限るものと

する。

2.前項の規定は、瑕疵が乙の提供した資料等または乙の与えた指示等、乙の責任によって生じたときは適用しない。

3. 納品後1ヶ月をもって本契約は完了したものとします。

第6条（非保証）

乙は、甲が次に定める事項につき、明示・黙示を問わず、一切の保証を行わないことにつき合意する。

- ① 本サイト経由で売上が発生すること
- ② 本サイトのアクセス数が増加すること
- ③ 本サイトが検索エンジンの検索結果上位に表示されること

第7条（知的財産権）

本サイトの制作過程で本サイト向けに甲が制作したデザイン、画像等の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）は、その納品後も甲に帰属する。

2.CMS本体、CMSテーマ、プラグイン、およびストックフォト等の第三者が権利を有する素材の著作権は、各権利者に留保されるものとし、甲及び乙は各ライセンス規約を遵守するものとします

3.本契約のために乙が甲に提供したコンテンツの著作権については、乙に帰属する

第8条（免責）

甲は、次の各号につき、一切の責任を負わないものとするに乙は合意する。

- ① 乙の故意・過失によるデータ等の毀損
- ② 本サイト公開による、損害及び第三者から訴えの提起
- ③ 本サイトに対して来る閲覧者からのクレーム
- ④ 本サイト公開サーバやホームページシステムの不具合及びメンテナンス及び第三者からの攻撃等の理由により、誤動作及び一時的にホームページが閲覧又は更新できない状態になること
- ⑤ 乙又は甲が本サイト上に掲載する商品及びサービスの内容や適法性
- ⑥ 本サイトを運営するために必要な特定商取引法表示及びプライバシー・ポリシー等の法律表記の適法性
- ⑦ 本サイト公開後にGoogle等の公共性の高いWEB検索サービスにインデックスされないことや、本サイトから売上が発生しないこと、あるいは問い合わせが来ないこと
- ⑧ 乙が自ら編集を行ったことによる不具合

第9条（秘密情報の取扱い）

甲及び乙は、制作業務及び保守サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面により秘密である旨指定して開示した情報、または口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後10日以内に書面により内容を特定した情報を秘密情報と定めるものとする。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しない。

- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自で開発した情報
- ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2. 甲及び乙は、秘密情報を第三者に漏洩してはならない。但し、事前に相手方からの書面による承諾を受けることにより、第三者へ開示することができる。なお、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができる。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

4. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約の目的の範囲でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

5. 甲及び乙は、秘密情報を本契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。また、甲は、再委託先に対して本契約に基づき甲が負担する秘密保持義務と同等の義務を課すことで、当該再委託先に秘密情報を開示できるものとする。

6. 本条の規定は、本契約終了後も存続する。

第10条（契約解除）

本契約後、1ヶ月以内に乙によって着手金の支払いが行われない場合は、甲は一方的に契約を解除する事ができるものとする。

2.本契約締結後15日以内であれば甲及び乙は一方的に契約を解除する事が出来るものとする。ただし、乙が契約を解除する場合は甲に着手金の返還を求めることは出来ない。

第11条（期限の利益喪失）

甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

- ① 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申立てをしたときまたは第三者からこれらの申立てがなされたとき
- ② 資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④ その他前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第12条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとする。但し、甲の賠償額は、乙が甲に支払った報酬額を上限とする。

第13条（再委託）

甲は、本契約に関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとする。

第14条（不可抗力）

本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

- ① 自然災害
- ② 伝染病
- ③ 戦争及び内乱
- ④ 革命及び国家の分裂
- ⑤ 暴動
- ⑥ 火災及び爆発
- ⑦ 洪水
- ⑧ ストライキ及び労働争議
- ⑨ 政府機関による法改正で、本契約に重大な影響を与えると認められるもの
- ⑩ その他前各号に準ずる非常事態

第20条（違法行為等の禁止）

1. 乙は、本サイトを利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為、又は第三者にこれを行わせることを禁止する。

2. 本サイトにてフィッシングサイト等、法令により禁止されている行為又は公序良俗に反する行為を禁止する。

第21条（アダルトサイト等の禁止）

1. 乙は、本サイトを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下、「風俗営業法」といいます。）の定める性風俗関連特殊営業を行い、若しくは第三者にこれを行わせ、又は風俗営業法の定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせることを禁止する。

2. 前項において定めるもののほか、乙は、本サイトを利用して、文字、画像、音声又はその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせることを禁止する。

第22条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. 乙は、本契約にもとづく乙の地位及び本契約にもとづき甲に対してサービスの提供を求めることを内容とする乙の権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することを禁止する。

2. 乙は、甲が別に定める場合を除くほか、本契約にもとづいて甲が乙に提供するサービスを有償又は無償で第三者に利用させることを禁止する。

第23条（合意管轄）

本契約につき裁判上の争いとなったときは、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに甲及び乙は合意する。

<WEBサイト制作サービス提供者>

株式会社 ツウィール

〒541-0058 大阪市中央区南久宝寺町3-2-7第一住建南久宝寺町ビル9F

代表取締役 恒川祥徳

付則 この約款は、2025年2月1日に作成し、依頼者により閲覧されます。